

第3次長久手町環境基本計画

平成 23～32 年度（2011～2020）

概要版



平成 23 年 3 月／長久手町

ごあいさつ

この冊子は、このたび改訂いたしました『第3次長久手町環境基本計画』のダイジェスト版です。今回の改訂作業にあたりましては、平成21年3月に策定した第5次長久手町総合計画を反映しつつ、環境問題をとりまく社会経済情勢が大きな時代の節目にあるとの認識のもと、これまでの環境基本計画の内容を全面的に改訂することと致しました。

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の3つの社会の実現を柱として、あわせてそれぞれの社会を実現するために住民参加社会、地域協働社会の実現を目指すという構図で「施策の体系」を新たに組み直し、この体系に沿って重点プロジェクトを掲げています。これらの重点プロジェクトは、町民や事業者のみなさんと行政がともに携えあって、知恵と力を結集することで実現することができると思っています。

ここに掲げる重点プロジェクトを中心に、本計画に定める内容を着実に推進し、『人と地域がつながり、自然と環境にこだわるまち』の実現に向かって邁進して参りますので、みなさまのご理解、ご支援をお願い申し上げます。

平成23年3月



長久手町長 加藤梅雄

目次

1. 環境基本計画の改訂について	2
1-1. 環境基本計画とは	
1-2. 計画改訂の背景	
1-3. 計画の目標年度	
1-4. 計画改訂の基本方針	
2. めざす環境像と基本目標	3
2-1. 本町がめざす環境像（基本理念）	
2-2. 計画の基本目標（環境目標）	
2-3. 施策の体系	
3. 基本目標の実現に向けた取り組み（重点プロジェクト）	7
3-1. 重点プロジェクトの役割	
3-2. 重点プロジェクト	
4. 計画の推進	15
4-1. 計画の推進体制	
4-2. 計画の進行管理	
〔参考資料〕 長久手町の環境特性	17

1. 環境基本計画の改訂について

1-1. 環境基本計画とは

長久手町環境基本計画とは、長久手町環境基本条例（平成 12 年 3 月制定）の規定に基づき、本町における環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性を示す計画で、町の環境行政のもっとも基本となる計画です。

1-2. 計画改訂の背景

（１）長久手町環境基本計画の中間目標年度を迎えたことによる見直し

本町では、平成 13 年 3 月に「長久手町環境基本計画（第 1 次計画）」を策定した後、平成 18 年 3 月に見直しを加え、「第 2 次長久手町環境基本計画」を策定してきました。平成 17 年度の改訂から 5 年が経過する平成 22 年度（平成 23 年 3 月）が本計画の中間目標年度となっていることから、施策・事業の見直しを行いました。

（２）環境問題を取りまく社会経済情勢の変化をとらえた見直し

国は温室効果ガスを平成 2 年（1990 年）比で 25%削減するとの目標を掲げました。また、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が名古屋で開催され、「愛知ターゲット」、「名古屋議定書」が採択されました。このように環境問題を取りまく状況は刻々と変化しています。

こうした環境問題を取りまく社会経済情勢の変化をとらえ、現計画を見直しました。

（３）第 5 次長久手町総合計画が定める基本方針・具体的な取り組みを考慮した見直し

平成 21 年 3 月に第 5 次長久手町総合計画を策定し、このなかで、「万博理念を継承し、自然・環境にこだわるまち」を基本方針の一つに決めました。第 5 次長久手町総合計画が定める基本方針、具体的な取り組みを考慮して、計画を見直しました。

1-3. 計画の目標年度

平成 32 年度までの 10 年を展望しつつ、平成 27 年度までの間に取り組むべき施策を定めました。

1-4. 計画改訂の基本方針

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の 3 つの社会の実現を柱とし、あわせてそれぞれの社会を実現するために住民参加社会・地域協働社会の実現を目指すという構図で、「施策の体系」を新たに組み直しました。

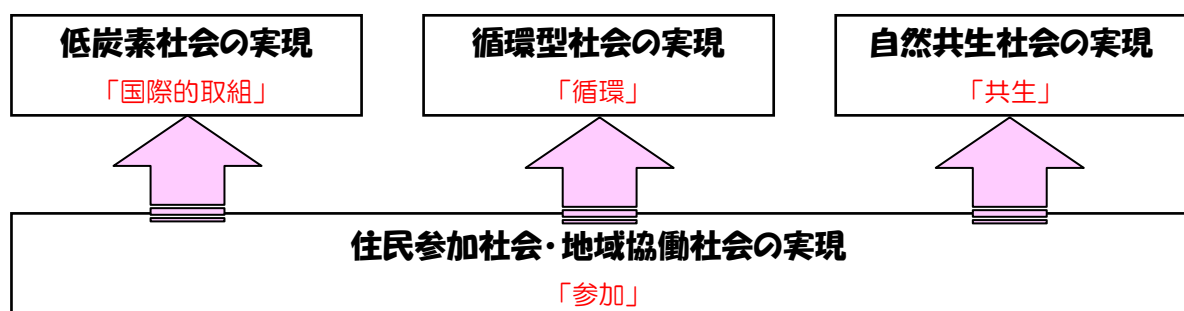


図1 環境基本計画の構図

2. めざす環境像と基本目標

2-1. 本町がめざす環境像（基本理念）

この計画では、本町がめざす環境像を次のとおり定めます。

人と地域がつながり、自然と環境にこだわるまち

本町は都市と自然が共存していることが大きな特色です。この特色を最大限生かすとともに、「自然との共生」をテーマとした愛・地球博の理念を継承し、住民一人ひとりの環境行動を高めていきます。

そのため、住民はもちろん事業所や大学など多様な主体相互の交流を促しながら、人と人、人と地域のつながりを大切に育てます。その中から環境保全・環境創造に向けたいきいきとした活動を大きく育てるまちをめざします。

そして、都市と農村、都市と自然が共存するという私たちの町の個性をみんなが共有して、これを生かした活動を展開することにより、『自然と環境にこだわるまち』を実現します。

2-2. 計画の基本目標（環境目標）

（1）地球にやさしい低炭素社会の構築

本町は都市的土地利用の需要が依然として高く、計画的に都市化を受け止めていくことが広域的な役割として求められています。その一方で、地球温暖化問題に代表される地球規模での環境問題に対応していくことはこれからの時代の責務です。

このため、私たちの町の財産とも言える万博理念を継承・発展させ、魅力的な都市づくりと地球環境への貢献を両立させるため、住民・事業者・行政が協調して、温室効果ガスの発生抑制に向けた長期的で総合的な環境施策に取り組み、エネルギー、資源を最も効率的に利用する『地球にやさしい低炭素社会の構築』をめざします。

（2）ものを粗末にしない・汚さない循環型社会の構築

地球規模での環境問題という深刻な問題が顕在化することとなって、大量生産、大量消費、大量廃棄という暮らしのあり方を根本的に見直すことが求められ、持続可能な循環型社会の構築が避けることのできない課題となっています。

本町は、都市的な暮らしと農村的な暮らしが同居する町です。こうした特性をうまく生かし、人間社会がつくる循環システムと自然の循環システムの両者が調和した都市づくりを目標とし、住民・事業者・行政が連携して、ごみの減量化・資源化の推進、不用になるものを買わない、断るといったライフスタイル、自然環境と調和したライフスタイルの定着に取り組み、『ものを粗末にしない・汚さない循環型社会の構築』をめざします。

（3）多様な生物が人と共存する自然共生社会の構築

本町は名古屋都市圏の東端に位置し、森林、河川とそこに棲む生物などの豊かな自然環境と新たな都市づくりの場が接しています。

そこで、生物の生息・生育状況についての正確なデータを蓄積するための仕組みづくりに取り組みるとともに、そのデータを活用して、地域における人と自然の関係を再構築していきます。そして、本町がもつ豊かな生物多様性を将来にわたって継承し、その恵みを次世代に受け継ぐような『多様な生物が人と共存する自然共生社会の構築』をめざします。

第3次長久手町環境基本計画 [めざす環境像と計画の基本目標（環境目標）]



図2 めざす環境像と計画の基本目標（環境目標）

2-3. 施策の体系

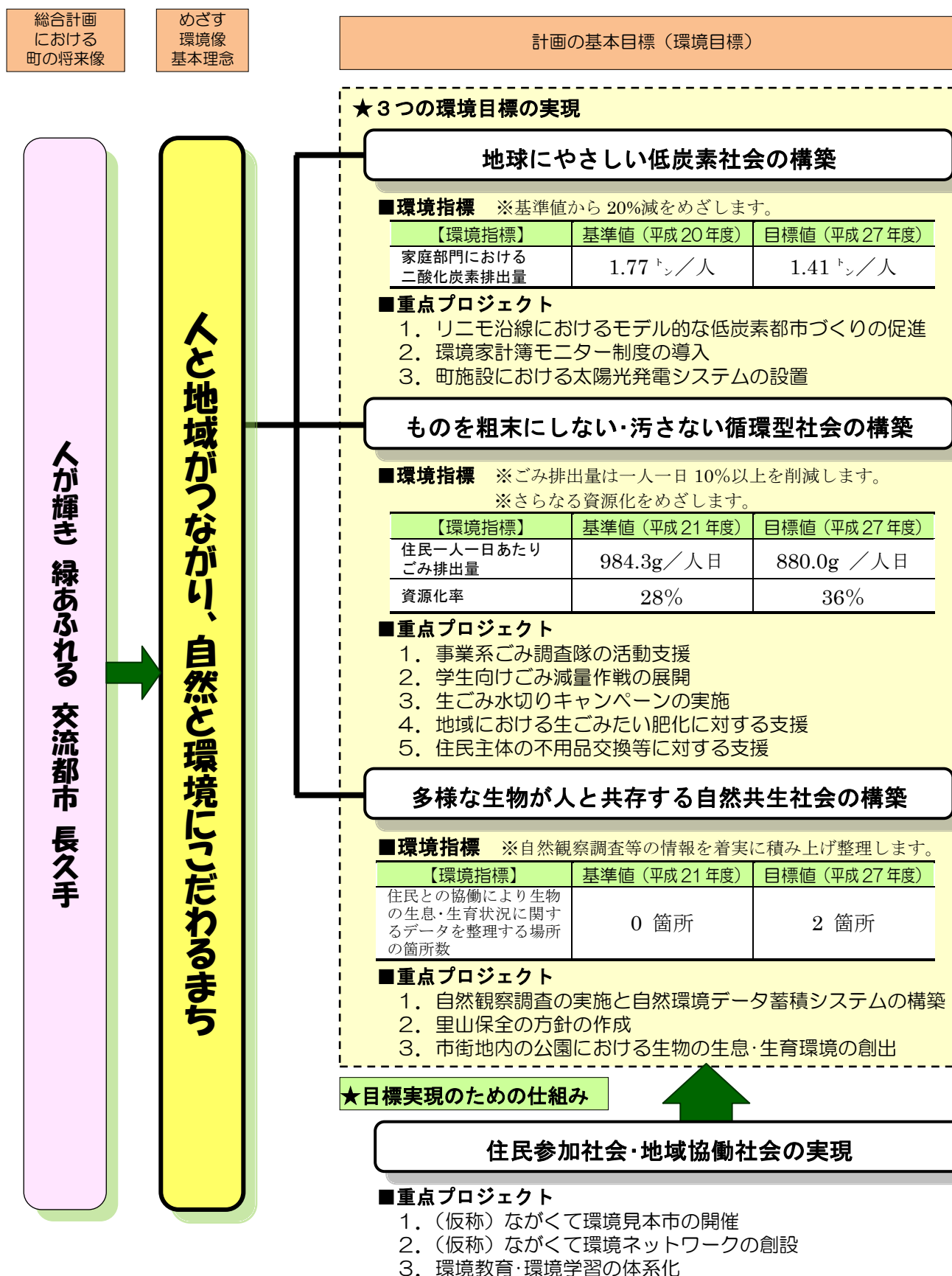
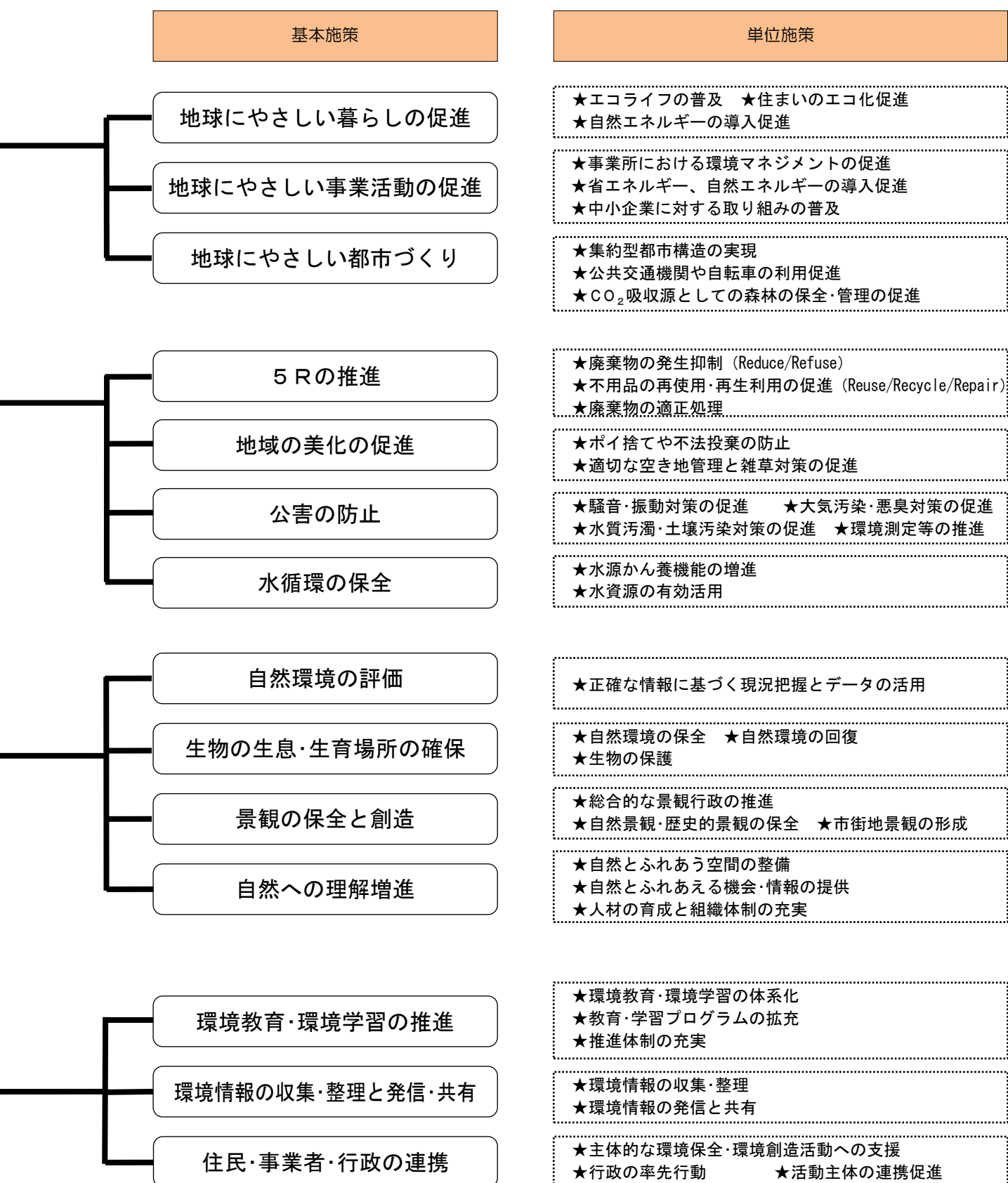


図3



施策の体系

3. 基本目標の実現に向けた取り組み（重点プロジェクト）

3-1. 重点プロジェクトの役割

本計画においては、次の性格を有する「重点プロジェクト」を設定しました。

- ①基本目標の実現に向けて戦略的に推進する事業
- ②本計画のすべての施策の推進を先導し牽引する事業
- ③基本目標の実現や計画の進捗状況を把握するためのシンボリックな事業

3-2. 重点プロジェクト

1 地球にやさしい低炭素社会の構築に向けた重点プロジェクト

（1）重点プロジェクトのねらい・めざすところ

- 国は平成 32 年（2020 年）までに温室効果ガスを 25%削減（1990 年比）するという目標を掲げ、「チャレンジ 25 キャンペーン」として温暖化防止のための国民的運動を展開しています。
- 本町における二酸化炭素排出量を経年的にみると、産業部門の排出量は減少傾向にあるものの、民生（家庭・業務）部門での排出量は増加傾向にあります。
- 本町においては、今後も人口増加が予想される中で、地球的課題である温暖化防止に向けて、効果的な対策を至急に講じていくことが求められています。特に家庭からの二酸化炭素の排出削減に向けて、住民による意識改革と実践行動の普及に取り組みます。

【本町が抱える主要課題】

- ・本町では、民生家庭部門*1、民生業務部門*1 及び運輸部門*1 での排出量増加が著しく、これらを減少基調に転換していくことが急務の課題です。
- ・地球温暖化が叫ばれて久しくなるにもかかわらず、家庭における二酸化炭素排出量の削減が最も遅れており、この 5 か年に特に重点をおいて取り組む必要があります。

（2）環境指標

○わが国が国際公約として発表した削減目標（2020 年までに温室効果ガス 25%削減（1990 年比））を中長期の削減目標として視野に置くものとします。

○家庭における CO₂ 排出量の削減が最も遅れていることから、この 5 年に集中して取り組む課題であることから、「民生家庭部門*1」を代表指標に掲げます。

○家庭からの排出量を平成 27 年度までに 20%削減することを目標に定めます。

【環境指標】	基準値（平成 20 年度）	目標値（平成 27 年度）
民生家庭部門（家庭乗用含む）における 人口一人あたり二酸化炭素排出量	1.77 t / 人	1.41 t / 人 （20%の削減）

【参考】基準値（平成 20 年度）の 1.77 t / 人は 1990 年比 15.0%増、また、目標値（平成 27 年度）の 1.41 t / 人は同 8.0%減に相当します。

(3) 重点施策・事業の内容とスケジュール

重点プロジェクト事業名		事業の内容		
1. リニモ沿線におけるモデル的な低炭素都市づくりの促進		●リニモ長久手古戦場駅前に公共交通を核とした新たな拠点として、リニモテラスを整備します。施設整備においては、地球温暖化防止や環境共生への貢献をテーマとします。 ●リニモ駅周辺においては、環境に配慮した住宅地開発、エコ住宅の建設促進、カーシェアリングの導入等により、低炭素型都市づくりを促進します。		
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
計画の立案		整備の実施・促進		供用の開始

重点プロジェクト事業名		事業の内容		
2. 環境家計簿モニター制度の導入		●家庭の二酸化炭素排出量を算出する環境家計簿を配布し、効果を検証する住民モニター制度を導入します。 ●モニターによる環境家計簿により家庭部門の排出削減状況を把握するとともに、日常的なエコライフによる地球温暖化防止効果をPRします。 ●環境家計簿を住民に広く普及させ、二酸化炭素排出量の「見える化」を促進します。		
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
環境家計簿モニター制度の構築 モニターの募集		モニターの環境家計簿・エコライフ 実施による CO ₂ 削減実証実験		実証実験結果のPR 環境家計簿の普及

重点プロジェクト事業名		事業の内容		
3. 町施設における太陽光発電システムの設置		●町の公共施設の建替・改修時に、今後も太陽光発電システムを設置し、自然エネルギーの導入を推進するとともに、発電状況や地球温暖化防止効果を住民に広報します。 ●学校施設等においては、太陽光発電システムを活用しながら、環境教育を推進します。		
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
		施設の建替・改修に合わせた太陽光発電システムの設置		



太陽光パネル（役場本庁舎）



太陽光発電システム（長久手町福祉の家）

〔用語解説〕

＊1：エネルギー消費の部門（産業部門、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門）

エネルギー消費の部門は、大きくは①産業部門（製造業、農林水産業、鉱業、建設業）、②民生部門（民生家庭部門〔冷暖房用、給湯用、厨房用、動力・照明等〕、民生業務部門〔企業の管理部門等の事務所・ビル、ホテルや百貨店、運輸部門を除く第3次産業等〕）、③運輸部門（旅客部門〔乗用車やバス等〕、貨物部門〔陸運や海運、航空貨物等〕）に区分される。

環境指標に定めた「民生家庭部門（家庭乗用を含む）」とは、家庭用の冷暖房用、給湯用、厨房用、動力・照明等のエネルギー消費（具体的には電力、ガス、灯油の消費量から推計）に、運輸部門の中の自家用自動車等のエネルギー消費を加えたものである。

2

ものを粗末にしない・汚さない循環型社会の構築に向けた重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトのねらい・めざすところ

- 一人一日あたりのごみ排出量は、平成 17 年度までは増加していましたが、その後は減少傾向となっています。しかし、今後は人口増加に伴うごみ総排出量の増加が懸念されます。
- 資源の有限性を認識し、より良い環境を次の世代に残すために、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活スタイルを改め、資源循環型の生活スタイルへの転換を促進します。
- 特に家庭からのごみの排出量を減少させるため、わかりやすい共通の削減目標を掲げて、日頃からごみの削減に取り組みます。

[本町が抱える主要課題]

- ・増加が続いている事業系ごみの発生抑制を図るための対策を講じる必要があります。
- ・もえるごみの減量対策を進める必要があります。特に雑紙の分別促進、単身者や学生等に対する分別意識の向上、生ごみのたい肥化などを推進することが必要です。

(2) 環境指標

○住民一人一日あたりごみ排出量について、現状値（平成 21 年度時点）の 10%以上の削減を目標とします。毎年、約 2%程度の割合で減少していくことを想定したものです。

○一般廃棄物（ごみ）処理基本計画で定めている平成 25 年（2013 年）時点の資源化率の目標値 35%を踏襲しつつ、平成 27 年度（2015 年）時点ではさらに 1%を上回る 36%を目標に定めます。

【環境指標】	基準値（平成 21 年度）	目標値（平成 27 年度）
住民一人一日あたりごみ排出量 （資源回収分も含む）	984.3g／人日	880.0g／人日 （10.6%の削減）
資源化率（資源化される量÷ごみ排出量）	28%	36%



ながくてエコハウス



資源回収ステーション

(3) 重点施策・事業の内容とスケジュール

重点プロジェクト事業名		事業の内容		
1. 事業系ごみ調査隊の活動支援		●ごみの減量に関心をもつ住民・各種団体・学生等の有志を募り、活動主体となる「ごみ調査隊」を結成します。 ●事業系廃棄物の処理方法について、町内事業所・施設等（大学や病院などを含む）の実態調査を行います。そして、ごみ減量に向けた先進的な取り組みを広く一般住民や事業所に紹介します。 ●町内各事業所・施設等の活動を紹介することにより、自発的なごみ減量への活動を促すとともに、事業所・施設間の連携・協力を促します。		
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
ごみ調査隊の結成	実態調査の実施と紹介（各年数回程度）			環境見本市での事例・成果報告

重点プロジェクト事業名		事業の内容		
2. 学生向けごみ減量作戦の展開		●ごみの組成調査によると、ごみの資源可能な割合（もえるごみの中に資源化可能なものが混入される割合）は学生マンションで特に高いことから、学生単身世帯を対象としたごみ減量作戦を展開します。 ●大学と連携して、入学時におけるごみの分別説明会の開催やごみの出し方を紹介した冊子の配布等、ごみ減量や分別ルールの徹底のための啓発活動に取り組みます。		
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
計画・立案	入学時における説明会の開催・ごみの出し方を紹介した冊子の配布等の情報提供			

重点プロジェクト事業名		事業の内容		
3. 生ごみ水切りキャンペーンの実施		●家庭からのもえるごみの減量に向けて、家庭に対して生ごみをもうひと絞りする「水切りキャンペーン」を重点的に普及・PR します。 ●生ごみの水切りをはじめとした家庭での減量アイデアを募集して、優秀で楽しい事例を紹介し、普及させます。		
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
生ごみ水切りの普及・PR		環境見本市での事例・成果報告		

重点プロジェクト事業名		事業の内容		
4. 地域における生ごみたい肥化に対する支援		●生ごみの減量とリサイクルを促進するため、自治会等が主体となり、地域の生ごみをたい肥化し、できたたい肥を近隣の農家や家庭菜園で活用させる取り組みに対して、資材の貸与や技術指導等の支援を行います。		
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
支援制度の構築		取り組みへの支援の実施		

重点プロジェクト事業名		事業の内容		
5. 住民主体の不用品交換等に対する支援		●ながくてエコハウスの他に、住民主体により取り組むバザーやフリーマーケットの実施、不用品交換ボードの設置などに対し、実施場所の提供や広報等における支援を行い、実施を後押しします。		
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
支援制度の構築		取り組みへの支援の実施		

3

多様な生物が人と共存する自然共生社会の構築に向けた重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトのねらい・めざすところ

- 本町は尾張東部丘陵に位置し、町の東部は中央の香流川を挟む田園地帯とそれを囲む丘陵地からなっていることから、生物多様性に富み、貴重な自然環境を有する場となっています。
- 本町の丘陵地には、二次林を中心に多くの希少生物が生息・生育していますが、これらの生物種数、個体数の実態などの正確な情報が蓄積されていないため、効果的な保護対策を講じることができていません。
- このため、これらの生息・生育状況に関するデータ蓄積の仕組みづくりに取り組み、このデータに基づき、生物の保護や緑地の保全についての方針を設定します。

[本町が抱える主要課題]

- ・生物多様性の保全対策を進めるに先立ち、生物の生態に関する体系的な調査を確立させ、実態を明らかにすることが緊急の課題です。

(2) 環境指標

○生物多様性の実態を評価する数値目標が現時点では得られていないことから、生物の生態に関する自然観察調査等の情報を着実に積み上げて、整理することを環境指標とします。

○住民との協働により自然観察調査等を行い、生物の生息・生育状況に関するデータを整理する場所の箇所数を数値目標として定め、2箇所以上と設定します。

【環境指標】	基準値（平成21年度）	目標値（平成27年度）
住民との協働により自然観察調査等を行い、生物の生息・生育状況に関するデータを整理する場所の箇所数	0 箇所	2 箇所以上



シラタマホシクサ



サギソウ



ハッチョウトンボ

(3) 重点施策・事業の内容とスケジュール

重点プロジェクト事業名		事業の内容		
1. 自然観察調査の実施と自然環境データ蓄積システムの構築		●生物を通じて本町の環境変化を把握するため、自然観察調査を開催します。 ●自然観察調査の結果に、住民の観察による情報もあわせて、本町における生物の生息・生育状況を記載した自然環境マップを作成し、自然保全活動や環境学習に活用します。 ●自然観察調査や住民の観察による情報を継続的に蓄積するため、データ蓄積システムを確立します。 ●本町の自然環境データを基礎として、貴重種を保護するための方策を県・周辺自治体等と協力しながら進めます。		
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
システムの検討		自然観察調査の実施		
		実態の把握	分析の試行	システムの稼働

重点プロジェクト事業名		事業の内容		
2. 里山保全の方針の作成		●自然観察調査の結果をふまえ、本町における長期的な視点に立った里山の保全・活用のあり方を検討します。今後の指針となる「里山保全の方針」の作成をめざします。 ●また、住民・事業者・大学・行政や土地所有者が連携して、里山管理を行う仕組みを構築します。 ●住民が里山に気軽に親しめるような遊びや学び、体験の場や機会を創出します。		
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
里山管理の仕組み検討		協働による里山管理のモデル的試行		
			里山保全の方針検討	

重点プロジェクト事業名		事業の内容		
3. 市街地内の公園における生物の生息・生育環境の創出		●市街地内においても自然を保全し、親しむことのできる場と機会を創出するため、市街地内の公園における生物の生息・生育環境を保全・創出します。 ●生息・生育環境の保全活動とあわせて、住民協働による樹木管理、案内板設置、観察会の開催等を行います。		
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
住民協働による保全・創出の仕組み検討		住民協働によるモデル的な試行		



香流川



杣ヶ池公園

4

住民参加社会・地域協働社会の実現に向けた重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトのねらい・めざすところ

- 住民の環境問題に対する知識や関心は高まっているものの、それが具体的な環境行動に結びつき、目に見える成果を得るまでには至っていないのが現状です。
- 住民の一人ひとりが、環境問題について自らの問題として関心を持ち、具体的に行動を起こすよう、学習する機会、体験する機会を提供していくことが必要です。
- そして地域の環境を持続可能なものへと転換していくためには、住民一人ひとりの意識改革とあわせて、行動する住民、団体、事業者等、多様な主体が様々な形で協力・連携していく社会、すなわち住民参加社会・地域協働社会をつくりあげていく必要があります。
- そのため、環境教育・環境学習のプログラムを体系的に提供していくとともに、環境行動を実践する人材・団体が情報を共有し、お互いの交流・連携を促進する機会・場の提供を推進します。

[本町が抱える主要課題]

- ・老若男女、地域等の違いを問わず、環境問題について幅広く学び体験する機会を提供することが必要です。また、本町では子ども向けの環境教育・環境学習の機会に比べ、成人向けの学習機会を充実することが必要です。
- ・多様な活動団体が環境保全及び創造活動に取り組んでいる一方、これらを横断的につなげ連携を図っていくような取り組みが必要です。

(2) 環境指標

前述の3つの環境目標（低炭素社会、循環型社会、自然共生社会）に応じて設定した環境指標の実現を支えます。



環境学習会



自然観察会



環境ワークショップ

(3) 重点施策・事業の内容とスケジュール

重点プロジェクト事業名		事業の内容		
1. (仮称) ながくて環境見本市の開催		● 町内において、環境保全・創造活動に関わる住民、事業者、各種団体、大学等の多様な主体が一堂に会し、環境情報を共有する場として、「(仮称) ながくて環境見本市」を毎年開催します。 ● 各活動団体の活動を紹介するブース出展、町内の先進的な環境活動を報告するステージ企画、環境教育プログラムなど、広く住民が楽しみながら参加できるイベントとして発展させます。 ● 多様な主体の参画により実行委員会方式を採用するなど、企画・運営・評価・改善を多様な主体が協働して担うことで、継続開催していくことをめざします。		
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
毎年度開催 ●	毎年度開催 ●	毎年度開催 ●	毎年度開催 ●	毎年度開催 ●

重点プロジェクト事業名		事業の内容		
2. (仮称) ながくて環境ネットワークの創設		● 環境保全・環境創造活動を担う人材や団体をつなげる場として、「(仮称) ながくて環境ネットワーク」を創設します。 ● 町内で環境行動を実践する人・団体の参加の下に、町の環境をとりまく現状や課題について情報交換し、問題意識を共有化して、相互の活動団体の協力関係や支援関係について意見交換し、複数の団体が協働して具体の事業に取り組む連携の仕組みを構築します。		
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
環境行動を実践する人材・団体が集う場づくり（「(仮称) ながくて環境見本市」企画・開催等）				

重点プロジェクト事業名		事業の内容		
3. 環境教育・環境学習の体系化		● 本町における環境教育・環境学習のあり方を体系的に整理します。 ● 策定にあたっては、町内で環境行動を実践する人・団体、事業者等の幅広い参画を得て、これからの環境教育・環境学習のあり方を検討します。		
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
環境教育・環境学習の基本方針の策定				
多様な主体の参画の下での教育・学習プログラムの企画・開発				



環境学習会

4. 計画の推進

4-1. 計画の推進体制

着実な計画の推進のために、次のような推進体制を構築します。

(1) 住民・事業者・行政の協働による推進体制

住民・事業者・行政（町）の協働による推進体制の構築を図ります。

そのため、環境保全・創造活動に関係するさまざまな団体・組織（個人、事業者、行政含む）が互いに対等な立場で集い、環境保全・創造活動に協働する場として『（仮称）ながくて環境ネットワーク』を創設します。

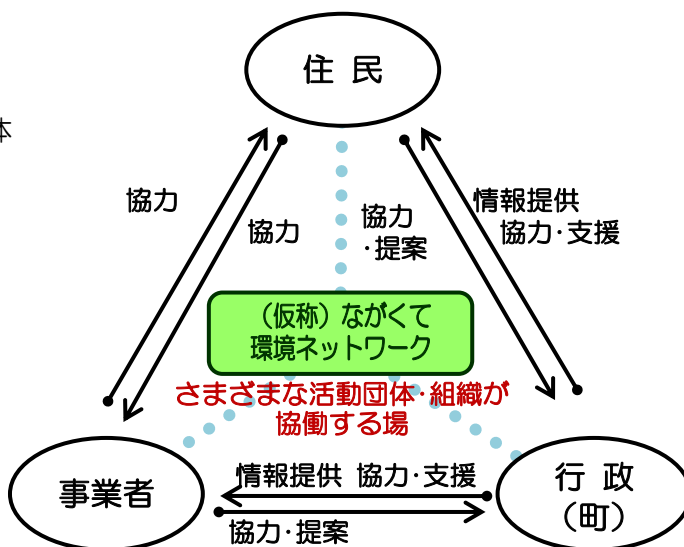


図4 住民・事業者・行政の協働による推進体制

(2) 推進組織

長久手町環境審議会、（仮称）ながくて環境ネットワーク、全庁的な推進体制（庁内環境委員会）など本計画の推進に関わる組織がそれぞれの役割を担いながら、計画の推進にあたります。

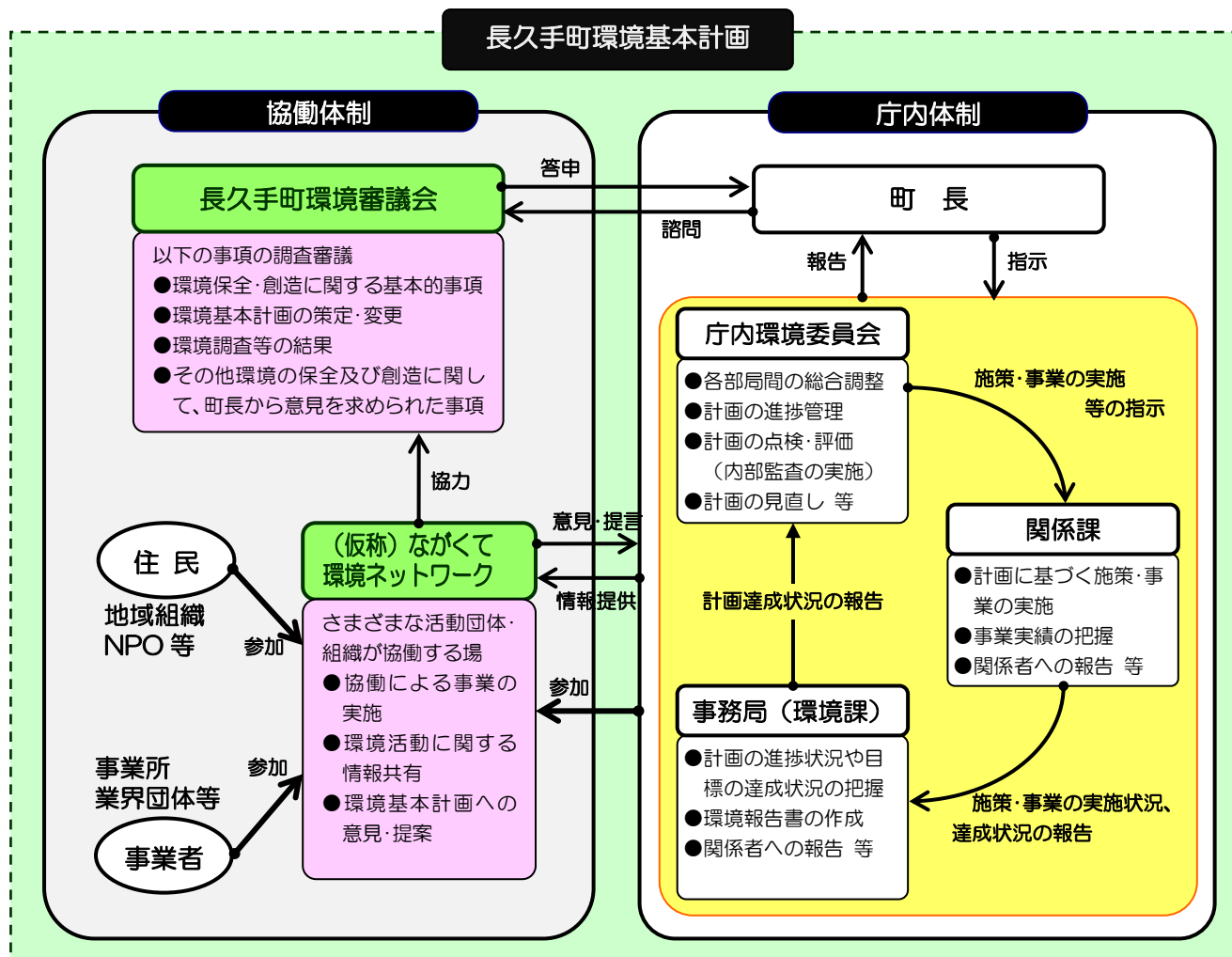


図5 環境基本計画推進体制

4-2. 計画の進行管理

(1) 進行管理の方法（環境マネジメントシステムによる進行管理）

計画の進行管理は、環境マネジメントシステムを活用し、PDCA（Plan、Do、Check、Action）サイクル」による継続的な改善と推進を行います。

①計画（Plan）

住民・事業者・行政の三者による協議の場を設けながら、社会経済情勢や住民意識等の変化、新たな環境問題の発生等に適切に対応しつつ、概ね5年を目途に計画の見直しを行います。

②実行（Do）

本計画に基づき施策を実施します。なお、住民及び事業者の取り組みについては、「（仮称）ながくて環境ネットワーク」等での情報交換を行いながら、施策実施に向けて情報提供、協力・支援を行っていきます。

③点検・評価（Check）

以下の項目及び方法により行います。

項 目	方 法
◆基本目標の達成状況	基本目標ごとに設定した『環境指標』に基づき、目標値と現状値を比較することにより進捗状況を把握します。
◆施策の進捗状況	重点プロジェクトならびに基本的施策に記した事業ごとに、1)未着手・中止、2)準備中、3)事業中・継続中、4)完了の4段階で実施状況を確認します。
◆住民・事業者の取組状況	「（仮称）ながくて環境見本市」の年次大会を通じて、住民や事業者の取組を紹介し、活動状況を把握します。

④見直し（Action）

点検・評価（Check）の結果を踏まえ、施策及び事業の実施計画等を随時見直していきます。

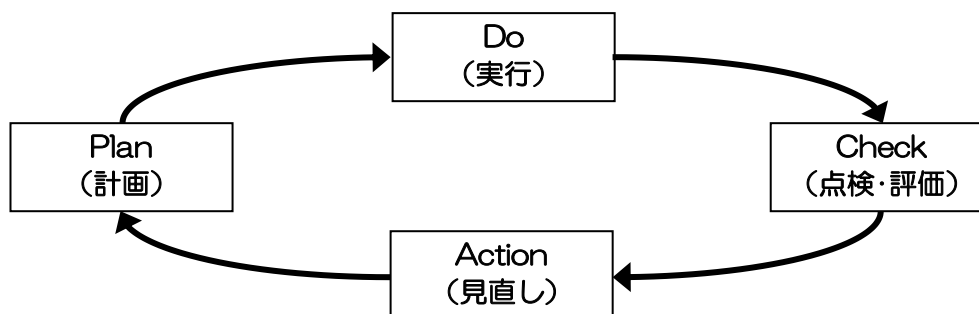


図6 PDCAサイクルを用いた進行管理

(2) 協働によるPDCA

本計画を推進する協働体制として、住民・事業者及び行政（町）が参加する「（仮称）ながくて環境ネットワーク」を創設します。このネットワークでの協議、試行的・実験的な取り組みを重ねながら、本町にふさわしい協働によるPDCAのしくみについて検討していきます。

[参考資料] 長久手町の環境特性

(1) 二酸化炭素排出量

本町の平成 20 年度の二酸化炭素排出量は 34.1 万 t です。このうち家庭からの排出（家庭乗用車を含む）は 8.9 万 t で 26% を占めています。最近 4 年は横ばいですが、人口の増加に伴って家庭からの排出量は増加しています。

製造業が少なく、住宅都市である本町においては、一般的な市町村と比べ家庭からの排出の割合が大きいことが特徴です。そのため、今後とも人口の増加が見込まれる本町では、家庭からの排出の削減が重要となっています。

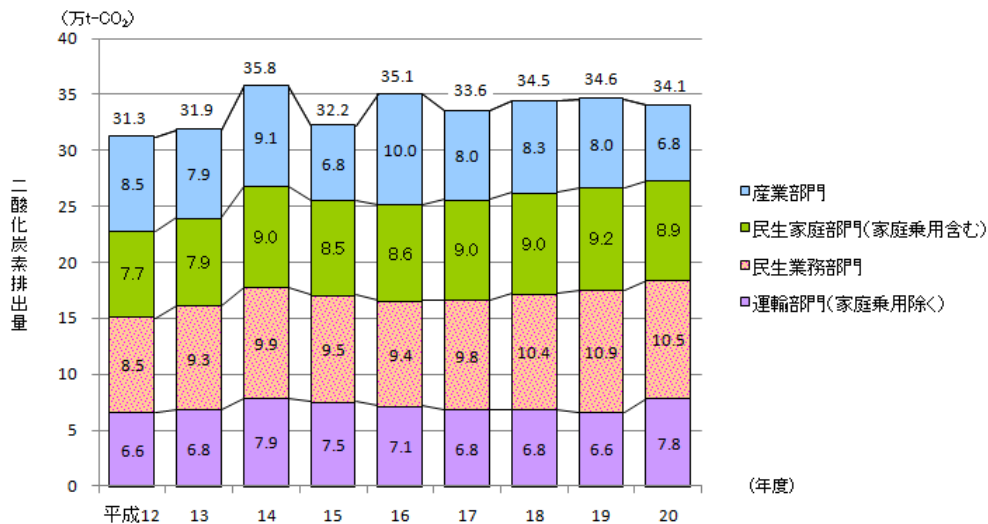


図7 二酸化炭素排出量の推移 試算：環境課

注：エネルギー消費の部門については、8 頁の用語解説参照。

- 産業部門……………農林水産業、鉱業、建設業及び製造業を対象とする。運輸部門に関するものを除く。
- 民生家庭部門……………個人世帯の活動（冷暖房用、給湯用、厨房用、動力・照明等）を対象とする。
- 民生業務部門……………産業・運輸部門に属さない第 3 次産業を対象とする。
- 運輸部門……………人・物の輸送及びこれに付帯する業務を対象とする。

(2) ごみ排出量

本町のごみの排出量（資源を含む）は平成 21 年度 18,516 トンで、人口が増加しているにもかかわらず、排出量の総量はここ数年横ばいで推移しています。

人口一人一日あたりに換算すると、平成 21 年度は 984.3g/人日で、平成 17 年度の 1,102.5g/人日から年々減少してきています。

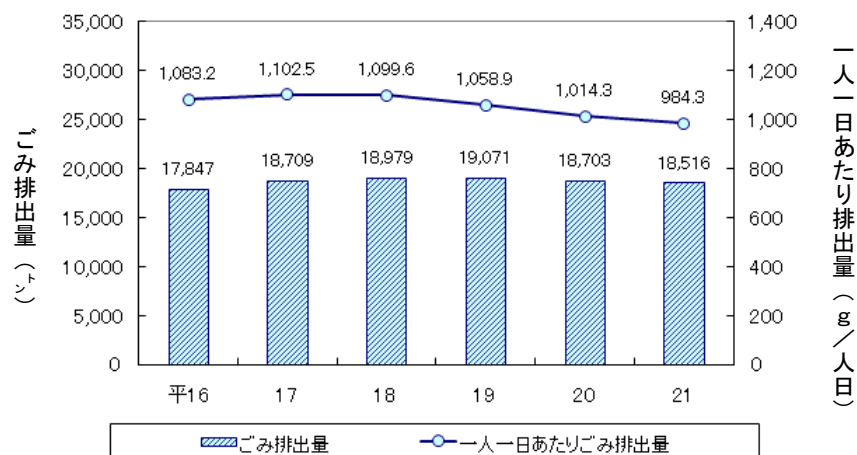


図8 ごみ排出量の推移 資料：環境課

(3) 環境資源

『長久手町環境資源目録』では、多様性を有する生態系資源を次のように整理しています。町の東部に位置する丘陵部とそこを源流とする細流が特に豊かな多様性を示しており、学術的に価値の高い生物も多く生息・生育しているものと考えられています。

【多様性を有する生態系資源】

長久手町の希少種を育む代表的な場所としては、湿地、水のきれいなため池、明るい二次林が挙げられる。

町東部の三ヶ峯丘陵には、周囲が林に囲まれ、水質が比較的良好なため池がある。鯉ヶ廻間上池・下池、愛・地球博記念公園内のかめの池、かきつばた池、愛知県農業総合試験場内のアヤメ池、農総試一号池などはエコトーン*²がみられ、湿地を付帯するものもあり、多様性に富む生態系といえる。また、同丘陵には、一ノ井川上流湿地や二ノ池湿地群など裸地状の斜面に形成された湧水湿地が存在し、東海丘陵要素植物が生育する。二ノ池湿地群の内の一箇所は裾に日当たりの良い谷底湿地を伴い広大である。ただ、一ノ井川上流湿地のうち小規模な湧水湿地は遷移が進行し消滅しつつある。

河川では、愛・地球博記念公園内の細流は二次林内の河川で水質も良いことから、多様性に富む生態系といえる。

二次林では、上記の湿地やため池が分布する三ヶ峯丘陵、大草丘陵の東山川流域などが多様性に富む生態系といえる。

本町の多様性を有する生態系の多くは愛知県立芸術大学、愛知県農業総合試験場、愛・地球博記念公園の県有地内に存在している。

出典：長久手町環境資源目録（平成 22 年 3 月）



図9 多様性を有する生態系資源

出典：長久手町環境資源目録（平成 22 年 3 月）

【用語解説】

* 2：エコトーン (Ecotone)

陸地と水面の境界、森林と草原の境界のように、どちらとも違った特徴を持った移行帯を「エコトーン」と呼ぶ。エコトーンでは、土壌の水分、日光の照度、温度、空気の流れ、湿度などが、比較的限られた空間の中で大きく変化するので、そこに育つ植物や動物の種類も豊かになり、隣接する二つの世界を結んで生物の活発な営みが繰り広げられる。その地域全体の生物多様性を高めるうえで重要な役割を果たしている。



第3次長久手町環境基本計画 概要版

平成23年3月

発行／長久手町

愛知県愛知郡長久手町大字岩作字城の内60番地1

長久手町生活環境部環境課（〒480-1196）

電話 0561-56-0612 FAX 0561-63-2100

本冊子は、資源保護のため再生紙を使用しています。